



インターネット活用!自宅蔵書検索

インターネットを利用すれば、図書館に行かなくても自宅
で京都府内の図書館にある本を探すことができます。

京都府の公共図書館では「京都府図書館総合目録ネットワーク」により、京都府内の図書館にある本や雑誌の検索ができます。自宅などでインターネットの利用ができる方は、南丹市立図書館ホームページのリンク集から、「京都府図書館総合目録ネットワーク」をクリックすると、検索画面が出てきます。検索の結果、どこかの図書館が所蔵していれば、南丹市の図書館でその図書を借りることができます。(各図書館の利用規則によります)「この本を読みたい」とお近くの図書館カウンターへ申し出てくださいます。ご希望の図書と皆さんとの出会いをお手伝いします。

新刊紹介



『小さいころに置いてきたもの』
著…黒柳 徹子
発行…新潮社

『窓ぎわのトットちゃん』に書けなかった秘密。先に逝った大切な人、今そばにいた大好きな人。真つすぐな視線でつづられる日々。



文…山本 けんぞう
絵…いせ ひでこ

『あの路』/発行:平凡社

ここはパリだろうか。町にすみ着いている三本足の犬と、孤独な少年との交流。切ない別れがきつとこの少年を成長させてくれるにちがいない。

暮らしとホット

—第4回—
消費生活情報

消費者の権利
「クーリング・オフ」制度

クーリング・オフって何?

自分の行った契約を無条件で解除することができる制度で、原則としてお店以外の場所です。約した場合にクーリング・オフできます。

※アポイントメントセールスなどで店で契約した場合もクーリング・オフが可能となる場合もあります。

※金額が3,000円未満のもので商品全部の引き渡しを受け、かつ代金を全額払った場合は適用されませんのでご注意ください!

クーリング・オフ期間は?

・訪問販売・電話勧誘販売など
↓契約書面を受け取ってから
8日間

・連鎖販売取引(マルチ商法)

など↓契約書面を受け取ってから20日間

クーリング・オフの方法

- ①必ずしがきなど書面で行う
- ②その契約をやめたい旨を書いて両面コピーをとる
- ③郵便局の窓口で、配達記録郵便(書留)で販売会社に出す(クレジット契約をした場合はクレジット会社にも)
- ④窓口で配達記録郵便物受取証をもらう

※この受取証とはがきのコピーがクーリング・オフした証明になります。

(裏)	(表)
契約解除通知書 ①申込日(契約日) ②販売会社名 ③担当者名 ④商品名 ⑤商品価格 上記契約を解除 します。 ○○年○月○日	〒000-0000 ○○県○○市○○番地 株式会社○○御中 配達記録 切手 自分の住所 自分の氏名

詳しくは商工観光課へ
TEL 0771-68-0050

(商工観光課)